

車種:軽貨物車 *重量税:平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【マツダ】

【重量税の特例措置の区分】

「☆」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額

「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時等の重量税は本則税率から軽減(75%、50%軽減、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
							平成27年度 燃費基準			新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)		
スクラム	18017	HBD-DG17V			0001	19.0	+5%	○			5,000		5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0002~0003	18.4	+5%	○			5,000		5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0004~0005	19.0	+5%	○			5,000		5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0006~0007	18.4	+5%	○			5,000		5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0008~0014	17.0	+10%	○			5,000		15万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0015	20.2	+25%	☆			0		45万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0016~0017	19.4	+25%	☆			0		45万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0018	20.2	+25%	☆			0		45万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0019~0021	19.4	+25%	☆			0		45万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0608~0614	16.6	+5%	○			5,000		5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0615~0621	19.0	+20%	○			5,000		35万円控除